

平成28年度大阪府公立学校教員採用選考テスト 報道提供（平成27年3月27日）想定QA

■ 全般

Q：今年の採用試験の特徴は？

- 《A》○ 採用予定数は、全体としては、昨年より約100名多い約2,250名となった。
- 平成16年度実施のテスト（H17テスト）から11年連続で2,000名を超えた。
- 熱意のある優秀な教員の採用に向け、選考方法の工夫・改善として下記の点を改正している。
- （1）「中学校・特別支援学校中学部」「高等学校・特別支援学校高等部」の「国語」「数学」「音楽」「美術」「家庭」「英語」について、中学校・高等学校の両校種・同一教科の普通免許状の所有者（見込みを含む。）を対象に、併願を可能とする。
 - （2）「高等学校・特別支援学校高等部」の「地理歴史」及び「公民」について、両教科の普通免許状の所有（見込みを含む。）を要件とする。
 - （3）【社会人経験者対象の選考】及び【理科教育推進の選考】の資格要件について、常勤の派遣社員や任期付社員も対象とする。
 - （4）平成26年度教員チャレンジテストの基準を満たした者は第1次選考・筆答テストを免除。
 - （5）特別選考区分の第1次選考・面接テストを個人面接に変更。

（1）併願募集

Q：併願募集する理由・目的は何か。

- 《A》○ 従来中学校・中学部と高校・高等部は別で募集しているが、併願募集することにより、より優秀な人材を確保できるようになるため。
- 特に人材確保が困難な特別支援学校志願者について、併願募集により、特別支援教諭免許保有者を含めて、より確保できるようになると考えられる。

Q：一部教科に限定している理由は何か。

- 《A》○ 併願効果が見込める教科について、例年の志願状況等を勘案して設定した。
- ※志願者が多い教科については効果が見込めないため対象外（例：社会、保健体育など）
中学校と高校の募集科目が異なる教科についても対象外（例：技術、理科など）

Q：具体的な併願の方法（出願方法、決定方法）は。

- 《A》○ 下記のとおり。
- ①対象校種教科：「中学校・中学部」及び「高校・高等部」の「国語」「数学」「音楽」「美術」「家庭」「英語」
 - ②対象選考区分：【一般選考】【身体障がい者対象の選考】【特別支援教育推進の選考】【社会人経験者対象の選考】【教職経験者等対象の選考〔イ〕】【英語教育推進の選考】【教員チャレンジテスト対象の選考】【大学等推薦者対象の選考】（「国語」「数学」及び『特別支援学校』『中学校・中学部』『高校・高等部』出願者で対象教科に出願する者のみ。）、【大阪教志セミナー修了者対象の選考】
 - ③出願要件：出願教科の普通免許状について、中学校、高校の両方（同一教科）を所有（見込みを含む。）し、希望する者
 - ④出願手続き：受験願書の「中・高併願」の欄に「1」と記入
 - ⑤志望等の取扱い：特別支援学校志望の有無は併願においても同様として取扱う。
出願校種教科が合格の場合は併願の校種教科では判定せず、不合格の場合のみ判定。

Q：他府県において、併願を実施しているケースはあるのか。

《A》○ 対象校種・教科は異なるが、1／3程度の自治体（17／47都道府県）で併願の手法を取り入れている。

（2）高校・高等部「地理歴史」「公民」の資格要件変更

Q：変更の趣旨は何か。

《A》○ 「公民」の時数が少ないため、効率的な配置の観点から、「地歴」「公民」のいずれの科目も担当してもらえるように変更するもの。

Q：資格要件を厳しくすれば、良い人材が確保できないのではないのか。

《A》○ 受験者は減るかもしれないが、これまでの実施状況から確保できると考えている。
（参考：H27教採 倍率 日本史7.1倍 世界史：4.9倍 地理：3.9倍 公民：8.4倍
両免許保有率（2次選考受験者）76%）

Q：一方のみの課程認定しか受けていない大学はどのくらいあるのか。

《A》○ 詳細な数字を把握しているわけではないが、近畿圏（滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山）の大学のうち、一方のみしか課程認定を受けていない大学は、21大学／65大学。
（文部科学省ホームページ「教員免許状を取得可能な大学等」一覧より）

Q：たとえば現在一方の免許しか所有していない場合、もう一方の免許を取得するためには、どのくらいの期間が必要なのか。

《A》○ （免許Gに確認）

Q：受験者の受験機会を奪うことになり、信義則に反するのではないのか。

《A》○ 受験機会について、採用選考テストの性格上、（次年度の組織運営体制に伴い、募集の有無、数、そのための資格要件が決まっていくもの）信義則違反にはあたらないと考えている。

○ なお、これまで同様の変更は行っている（*）。

（*）H27教採における「特別支援学校（幼稚部・小学部共通及び小学部）」における特別支援学校教諭免許の必須化など

（3）【社会人経験対象の選考】資格要件変更

Q：変更の趣旨は何か。

《A》○ これまで法人格を有する企業等の「正社員」に限定していたが、雇用形態の多様化を踏まえ、常勤の派遣社員や任期付社員も対象とすることとした。ただし、勤務先が法人格を有する企業等であることは従前どおりである。

・H27教採：「法人格を有する民間企業又は官公庁等での正社員又は正規職員としての勤務経験が、通算5年以上あること」

・H28教採：「法人格を有する民間企業又は官公庁等において、常勤の職としての勤務経験が平成27年3月31日までに通算5年（休職期間等を除く。）以上あること。」

※常勤の職とは、フルタイム勤務の正社員又は正規職員と同等の勤務形態の職のこと。同等の勤務形態であれば、派遣社員や契約社員等も含む。

Q：在職歴はどのように確認するのか。

《A》○ 第2次選考合格者には、受験資格に掲げる資格要件を証明する書類として「在職・勤務証明書」等を提出してもらう。

Q：非常勤や法人格を有さない場合（自営業など）を対象外とする理由は。

- 《A》○ 選考区分の趣旨（社会人としての経験を教育現場に活かす）を踏まえて、一定の範囲を設定している。
- 教員という職業が法人格を有する組織での常勤であり、その経験を活かすという観点から法人格及び常勤（フルタイム）を求めている。

（４）教員チャレンジテストの基準を満たした者は、一次選考・筆答テストを免除

Q：基準とその人数（対象）は。

- 《A》○ 基準は、今年度実施した教員チャレンジテストにおいて、正答率75%以上としている。（教員チャレンジテスト受験案内に明記）
- この基準を満たした方は577名（受験者3677名）であり、このうち受験資格要件（免許取得者（見込み含む））を満たす方が対象となる。

Q：正答率75%の根拠は何か。

- 《A》○ 教採での一次筆答を免除することをふまえ、過去の教員採用選考テストの実施状況などを参考に設定している。

（５）一次選考における面接テストの実施方法を変更

Q：変更の趣旨は何か。

- 《A》○ 人物重視の選考をさらに徹底するため、特別選考区分について面接を集団面接から個人面接に変更することにした。
- ※ 一人当たりの面接時間を充実（5分⇒10分）し、人柄等を深く観察する。
- 一般選考区分については、昨年度同様、集団面接を実施する。

Q：一般選考区分では個人面接を実施しないのか。

- 《A》○ 一般選考区分については、H29教採において選考の実施手順、スケジュールを変更し、個人面接にする予定。
- ※ 特別選考区分は面接のみで合否決定をしていることや、面接員、運営員等の運営体制の状況も考慮し、H28教採は特別選考区分を変更するもの。

■ 試験日程

Q：今年の選考試験の日程は、昨年と比べてどうか。

《A》○ 概ね例年通り。

予 定		平成28年度 公立学校教員採用選考テスト		【参考】 前年度
願書受付開始		4月1日（水）		4月4日（金）
電子申請（インターネット）による受付終了		4月24日（金）		4月25日（金）
受付終了		5月7日（木）		5月7日（水）
第1次選考	面接テスト （大阪会場は、右記の日程の内、いずれか1日を指定します。）	7月11日（土）	名古屋会場 岡山会場	7月12日（土）
		7月18日（土）	大阪会場	7月19日（土）
		7月19日（日）		7月20日（日）
		7月20日（月・祝）		7月21日（月・祝）
	7月25日（土）	7月26日（土）		
筆答テスト	択一式	7月26日（日）		7月27日（日）
第2次選考	筆答・実技 テスト （右記の日程から指定します。）	全校種教科等		8月23日（土）
		8月23日（日）		8月24日（日）
		8月29日（土）		8月30日（土）
		8月30日（日）		8月31日（日）
面接テスト	全校種教科等 （右記の日程から指定します。）	8月下旬 ～ 9月下旬		8月下旬 ～9月下旬

Q：他府県の日程はどうか。（1次試験）

《A》○ 下記のとおり。（3月27日時点では未公表の都道府県が多数）

神奈川県…7月12日（日） 愛知県…7月18日（土） 堺市、豊能地区…7月26日（日）

Q：出願方法（選考区分）により、出願期間が異なるのは何故か。

《A》○ 受験票を予定日に交付するため、受験資格や必要書類の確認等の事務作業を勘案し、出願期間を定めている。

Q：地方会場は、なぜ面接だけなのか。

《A》○ 筆答テストはすべての会場で同じ問題を使用しており、たとえば台風などにより交通途絶が発生した場合は、試験を延期・中止する必要があることから、岡山や名古屋の遠隔地での同時実施はリスクが高いため実施していない。

Q：地方会場は、なぜ校種や教科などを絞るのか。

《A》○ 運営体制の確保を考慮し、受験者の確保が課題となっている校種教科を対象に実施している。

Q：地方会場の受験実績は。

《A》○ 下記のとおり。

	名古屋会場				福岡会場				岡山会場			
	志願者数	受験者数	1次合格者数	最終合格者数	志願者数	受験者数	1次合格者数	最終合格者数	志願者数	受験者数	1次合格者数	最終合格者数
H24 教採	491	304	151	66	223	140	81	48				
H25 教採	401	245	128	67	96	31	20	14				
H26 教採	468	314	187	94	103	55	34	22				
H27 教採	410	242	138	62					226	124	81	35

■ 採用予定数

Q：昨年度に比べて採用予定数はどう変化したか。

《A》○ 下記のとおり。

校 種 等		H28 年度採用予定数	(参考) H27 年度	前年度比較
小 学 校		約 770 名	約 830 名	-60 名
小 中 い き い き 連 携		うち小中いきいき連携 約 50 名	うち小中いきいき連携 約 100 名	
中学校・特別支援学校 中学部		約 610 名 うち特別支援学校 中学部 約 110 名	約 570 名 うち特別支援学校 中学部 約 70 名	+40 名
高等学校・特別支援学校 高等部		約 670 名 うち特別支援学校 高等部 約 110 名	約 650 名 うち特別支援学校 高等部 約 90 名	+20 名
特別支援学校	幼稚園・小学部 共通	約 140 名 うち、男性 70 名・女性 70 名	約 60 名	+80 名
	小学部		うち、男性 30 名・女性 30 名	
養 護 教 諭		約 45 名	約 30 名	+15 名
栄 養 教 諭		約 15 名	約 10 名	+5 名
自 立 活 動 教 諭		若干名	若干名	—
合 計		約 2,250 名	約 2,150 名	+100 名

Q：採用予定数が昨年度よりも100名増加している理由は何か。

《A》○ 採用予定数は、小学校・中学校・高校・特別支援学校等それぞれの校種等における今後の児童生徒数、教職員定数、退職者数等の見込みを踏まえて設定している。

○ (100名増の) 主な要因は、平成28年度に現大阪市立の特別支援学校(12校)が大阪府に移管されることに伴い、特別支援学校 中学部、高等部、幼稚園、小学部のいずれにおいても、新たに教員需要が発生することから、特別支援学校で採用予定数が増加したため。

Q：大量採用することは、教員としての資質に欠ける者まで採用せざるを得ないのではないのか。

《A》○ 合否決定にあたって、選考基準により、筆答・面接・実技の各テストで基準に達しない場合は不合格としており、資質を欠くと認められる者は採用していない。

○ より多くの優秀な人材を確保するため、多くの志願者を確保するとともに、一連の選考テストを通して、人間性、指導力、社会性などの教員資質・能力を十分に見極めていく。(仮に、採用後不適格な者があれば、条件附採用としての対応を毅然と行っていく。)

Q：他の自治体の採用予定数の状況は。

《A》○ 下記のとおり。

■ 大阪市

	幼稚園・小学校 共通	小学校	中学校	高等学校	養護教諭 (幼稚園)	養護教諭 (小・中・高)	栄養教諭
H28 教採	10	400	150	若干名	10	若干名	若干名
昨年度	15	400	180	若干名	10		若干名

■ 堺市

	小学校・特別支援学校 小学部	小学校・幼稚園 共通	中学校・特別支援学校 中学部	小中一貫・連携推進	養護教諭	栄養教諭
H28 教採	150	6	90	15	8	3
昨年度	190	6	100	15	8	若干名

■ 豊能地区

	小学校	中学校	養護教諭	栄養教諭
H28 教採	80	30	若干名	若干名
昨年度	80	40	若干名	—

Q：採用辞退者数は、どれくらいの人数いるのか。

《A》○（各Gへ確認）

Q：辞退率について、何か対策は講じているのか。

《A》○ 採用予定数の設定において、過去の辞退状況も考慮している。また、大学推薦、教志セミナーなどの選考区分を設け、強く大阪の教員になりたい受験者の確保に努めている。

Q：今後の採用見込みは。

《A》○ H25年3月に教職員数管理目標を策定し、今後の採用予定数を公表したところ。これによると、当面採用方針に示したとおり、同規模程度の募集を想定している。
○ ただし、具体的な募集人数は、毎年度の需給状況を踏まえ、知事部局とも協議を行った上で決定していく。

Q：教科別、選考区分別に採用予定数を表示しないのはなぜか。

《A》○ 教科別の採用数は、年度途中で把握する退職者動向を勘案する必要があることから、あらかじめ、募集時（4月）に表示することは時期的に困難なため。
○ なお、合格者の決定は、教科別の採用数を踏まえ、校種教科ごとかつ選考区分ごとに審査し、決定している。

Q：『小学校』と『小中いきいき連携』の採用予定数を個別に記載しないのは何故か。

《A》○ 教科別に採用予定数を明示できないのと同様に、年度途中で次年度の小学校と中学校の具体的な連携などの動向を勘案する必要があることから、あらかじめ、募集時（4月）に表示することは（時期的に）困難であるため。

■ 校種教科関係

Q：『小中いきいき連携』とはどのような校種か。

《A》○ 小中学校の連携をより一層推進し、学習指導上の効果を高めるため、義務教育の9年間を見据えた教育活動に意欲と情熱があり、小学校と中学校の両方の免許所有者を対象とする校種枠として、「小中いきいき連携」を設定している。(H24教採～)

Q：特別支援学校の「小学部」「幼稚部・小学部」について、「小学校」と一括募集をしない理由は。

《A》○ 特別支援学校においては、障がいのある児童の指導に対する専門的な技量をもった教員の確保が必要であることから、特別支援学校教諭免許取得を受験資格に設定しており、資格要件が異なるため。

Q：特別支援学校（幼小、小）について、男女別採用を行うのはなぜか。

《A》○ 特別支援学校小学部においては、日常的なトイレ介助、オムツ交換、入浴指導などの生活介助・指導面で、児童への人権的配慮の観点から、同性介助に努めているところ。

○ しかしながら、児童と教員の男女比がアンバランスな状況にあるため、校務分掌や業務分担等の日常業務の遂行にも影響を与えている。

○ また、H25教採以前では男性の合格者比率が低く、この状況が続いていくと、より一層比率が広がり、学校運営に影響がでることが想定される。

○ こうしたことから、この状態を継続するのは好ましくなく、改善を図るためには、一定規模の採用数が継続する見込みの時期であることが必要。また、他の選考手法、人事交流の更なる調整でも、大きな改善が期待できないとの考えから、H26教採より男女別（50%、50%）で募集し、今年度も継続することとした。

(参考) 合格実績

	合格者数(小学部)		合格者数(幼・小)	
	男	女	男	女
H27 教採	26名(41%)	38名	4名	5名
H26 教採	18名(45%)	22名	4名	8名
H25 教採	2名(10%)	18名	0名	10名
H24 教採	7名(23%)	24名	3名	8名
H23 教採	13名(37%)	22名	0名	11名

←男女別採用開始

Q：男女別で採用することについて、法的に問題はないのか。

《A》○ 法令等の関係について、地方公務員は男女雇用機会均等法の適用外であり、また同法指針に照らしても、実施の必要性があるものと考えている。

(参考)

■ 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」

- ・ 第5条・募集及び採用について、その性別にかかわらず均等に機会を与えなければならない。
- ・ 第32条・地方公務員は第5条の適用除外。

■ 同法指針における「法違反にならない場合」

- ・ 同法指針・業務遂行上、一方でなければならない職務は例外として認められている。

(例)

- ① 芸術・芸能の分野における表現の真実性等の要請から男女のいずれかのみに従事させる必要がある職務
- ② 守衛、警備員等のうち防犯上の要請から男性に従事させることが必要である職務
- ③ ①及び②に掲げるもののほか、宗教上、風紀上、スポーツにおける競技の性質上、その他の業務の性質上、男女のいずれかのみに従事させることについて①、②と同程度の必要性があると認められる職務

Q : 男女別採用について、他府県にもこのような事例はあるのか。

《A》○ 大阪府では、警察職員の募集において、男女別採用を行っている。

○ 他の自治体の事例については全て把握しているわけではないが、神奈川県福祉職の募集において、男女別採用を行っていると聞いている。

■ 受験資格

Q：年齢制限を撤廃することは考えていないのか。

- 《A》○ 年齢制限については、雇用対策法では、民間事業主は年齢にかかわらず均等な機会を与えなければならないとされているが、長期勤続によりキャリア形成を図るために新規学卒者などを募集・採用する場合などについては一定の年齢制限が認められている。
- 教員は、保護者、子どもから信頼され、学校の運営を支える人材（学校長、教頭、指導教諭など）となるためには、学校現場において様々な経験を重ね、研鑽を積むことを通じて形成されることから、こうした長期勤続によるキャリア形成を図る観点により、教員採用選考テストにおいて受験資格に一定の年齢制限を設けているところ。

Q：受験資格に日本国籍を必要とするのか。外国籍の人が合格した場合と日本国籍の人が合格した場合とは違いがあるのか。（任用の期限を付さない常勤講師・教諭（指導専任）と教諭の違いは）

- 《A》○ 受験資格には、日本国籍を必要としない。
- 外国籍の人が合格した場合は、任用の期限を付さない常勤講師に任命し、その職名は、教諭（指導専任）としているが、給与面等について何ら差異はない。

<参考>

- ・「公務員に関する当然の法理」として、公の意思形成への参画に携わることはできないことから、校務運営に関しては主任の指導・助言を受けながら補助的に関与するにとどまるものとされている。（H3. 3. 22文部省教育助成局長通知による。）
- ・このため、校長、教頭のほか、主任に充てることもできないとされている。ただし、教育指導面においては、教諭とほぼ同等の役割を担い、学級担任や教科の担任になることは妨げない。

■ 選考区分

① 一般選考

Q：『特別支援学校』の「幼稚部・小学部共通」「小学部」が対象外なのは何か。

《A》○ 特別支援学校教諭免許状の必須化にともない、選考区分間（一般選考と特別選考）での資格要件に差異がなくなったため、【特別支援教育推進の選考】に統合した。（※筆答テスト免除）

② 身体障がい者対象の選考

Q：身体障がい者対象の選考を行う理由は。

《A》○ 多様な人材の確保の観点と、障がい者雇用促進法の趣旨を踏まえ、設定しているもの。
○ 障がいの程度に応じた実技テストの一部の免除や振替を可能としている。

Q：これまでの実績はどうか。

《A》○ 下記のとおり。昨年度は、合格者は9名であった。

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
志願者数	20	20	18	32	35	44	37	39	41	28	26	23	22	28
受験者数	16	20	15	26	29	36	30	26	30	24	23	19	14	23
1次合格者数	9	9	6	13	12	16	10	11	16	11	13	9	9	18
2次受験者数	8	9	6	13	16	21	13	13	20	14	16	13	14	16
最終合格者数	4	5	4	7	6	13	7	6	7	6	5	1	7	9
最終倍率	—	4.0	3.8	3.7	4.8	2.8	4.3	4.3	4.3	4.0	4.6	19.0	2.7	2.6

Q：大阪府における障がいを有する教員の雇用状況はどうか。

《A》○ （確認）

Q：受験上の配慮とは具体的にどのような配慮を行うのか。

《A》○ 点字、拡大文字による受験、手話、筆談、車椅子の使用など。

③ 特別支援教育推進の選考

Q：同選考区分の趣旨は何か（どのような効果を狙っているのか）

《A》○ 特別支援教育に関する高い専門性と幅広い知識を有した（免許取得者の確保）、将来の特別支援教育を担うことのできるリーダーたる人材を確保するため。

Q：これまでの実績はどうであったか。

《A》○下記のとおり。

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
志願者数	207	198	234	214	180	224	309
受験者数	134	126	159	142	119	166	258
1次合格者数	55	48	58	45	37	135	143
2次受験者数	53	64	63	52	42	122	162
最終合格者数	28	41	42	30	28	54	70
最終倍率	4.8	3.1	3.8	4.7	4.3	3.1	3.7

④ 社会人経験者対象の選考

〔ア〕教諭普通免許状を所有する者

Q：なぜ、社会人経験者対象の選考を実施するのか？

《A》○採用選考では、多様な人材確保の観点から、社会人としての経験を教育現場に活かしていただくことを期待し実施している。

Q：これまでの実績はどうであったか。

《A》○下記のとおり。

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
志願者数	269	320	532	473	475	437	361	289	362	304	300	496	511
受験者数	236	260	392	368	363	320	243	191	249	207	202	411	399
1次合格者数	132	111	172	136	106	59	32	28	37	45	77	170	136
2次受験者数	120	107	165	194	165	97	51	39	46	54	82	176	156
最終合格者数	54	40	66	56	55	37	23	13	22	34	54	92	76
最終倍率	4.4	6.5	5.9	6.6	6.6	8.6	10.6	14.7	11.3	6.1	3.7	4.5	5.3

※H23年度以降は「特別免許状の授与を前提とした選考」を含む

Q：社会人経験者対象の合格者はどのような人がいるのか？

《A》○学習塾の先生などの経歴を有する方、民間企業の営業職やエンジニア、医療・福祉の現場で専門職として活躍されておられる方など様々な経歴の方がおられる。

Q：青年海外協力隊等の経験を対象としているのはなぜか。

《A》○自発的に海外で国際貢献をしようとする精神と、その派遣の中で得た多くの経験や知識を教育現場で生かしてもらうこと。

○外国人児童・生徒が日本人児童・生徒と共に学び、すべての人が互いに違いを認め合い、共に生きる社会を築くことを目標とした、自らの誇りと自覚を高める取り組みにおいても活躍いただけると考えている。

〔イ〕 特別免許状の取得を前提とする者

Q：工業実習を募集する理由は？

《A》○ 近年、工科高校では、実社会で役に立つ、より高度な技能を習得するため、技能検定試験などにも熱心に取り組んでおり、知識、技能の両面から専門性を高めるための取り組みを進めているところ。こうした中で、ものづくりに関する豊富な知識や経験を持ち、高度な技能を有する優れた人材を工科高校で指導いただくため「工業実習」を募集することとした。

Q：工業実習という教科で特別免許状の授与を前提とした選考を行う趣旨は？

《A》○ 産業教育において重要な役割を担っている工科高校は、大阪の産業基盤を形成する製造業をはじめとする民間企業等とのつながりも深く、第一線で活躍している社会人等を教員として迎え入れる場として適している。

○ また、近年、工科高校では、実社会で役に立つ、より高度な技能を習得するため、技能検定試験などにも熱心に取り組んでおり、知識・技能の両面から専門性を高めるための取り組みを進めているところである。

○ こうしたことから、民間の製造業等において、ものづくりに関する豊富な知識や経験を持ち、高度な技能を有する優れた人材を府立工科高校に正規教員として迎え入れていくため、「工業実習」という教科で、教諭普通免許状を所有していない方を対象にした特別選考を実施するもの。

Q：特別免許状は普通免許状とどう違うのか。

《A》○ 特別免許状は、授与された都道府県でのみ有効な免許状で、有効期間は、普通免許状と同じ（10年更新制）である。

Q：採用試験に合格すれば、特別免許状は授与されるのか？

《A》○ 特別免許状を取得するには、免許授与権者である大阪府教育委員会が実施する「教育職員検定」に合格していただく必要がある。そのため、この選考区分での合格者には、後日、教育職員検定を受検していただくこととなる。

⑤ 教職経験者等対象の選考

〔ア〕 現職教諭

Q：これまでの実績はどうであったか。

《A》○下記のとおり

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
志願者数	291	314	281	225	232	204	180	190	213	165	203	195
受験者数	256	247	215	174	190	158	140	147	175	131	144	155
1次合格者数	152	179	118	67	113	69	58	71	80	69	65	85
2次受験者数	143	172	140	83	115	73	60	78	85	79	77	91
最終合格者数	76	115	79	52	93	56	33	41	45	28	37	47
最終倍率	3.4	2.1	2.7	3.4	2.0	2.8	4.2	3.6	3.9	4.7	3.9	3.3

※【教職経験者等対象の選考】アのうち（現職教諭）の数値

Q：現職選考での昨年の出身府県別の志願実績はどうか。

《A》○ 地域別では以下のとおり。（府県別には差し障りもあるのでご勘弁願いたい。）

北海道・東北地方	11人	関東甲信越	66人
東海・北陸地方	42人	近畿地方	63人
中国・四国地方	11人	九州地方	2人
その他	1人		
			計195人

Q：国立、私立の現職も対象としているのは何故か。

《A》○ 公立学校の現職教諭を対象にしていたのは、他府県においても本府同様、面接、筆答、実技の各試験を通じて、本府教員と同等の資質・能力の検証ができていたとしたため。

○ また、選考方法は異なるものの、教育現場での経験を有していることに鑑み、即戦力として期待できる者を積極的に採用していきたいという考えから、国立や私立についても対象としている。

〔ア〕 常勤講師等経験者一部選考免除対象者

Q：対象となるのはどのような人か。

《A》○ H27テストにおいて、第2次選考を有効に受験し、不合格と判定された人のうち、（試験結果や勤務年数などの）一定の条件を満たす者。

※ 出願は、H27テストで受験した校種教科（科目）に限るものとし、原則として、H27テストで募集を行わない校種教科（科目）等は選考実施しない。

Q：実施する趣旨は何か。

《A》○ 人物重視の観点とこれまでの経験による即戦力への期待から、前年度の教採において、一定の成績であった場合、常勤講師等のいわゆる教職経験者の受験負担を考慮した試験内容にすることで、優秀な講師経験者等の確保を図るため。

Q：一般受験者と比較し、優遇しすぎではないのか。

《A》○ 当該選考区分を設定している趣旨は、人物重視の観点のもとこれまでの経験による即戦力への期待から、優秀な講師経験者等の確保を図るためのもの。

○ 軽減内容は、選考区分ごとに趣旨や対象者に応じて設定しており、適当だと考えている。

〔イ〕 常勤講師経験者・実習助手・寄宿舍指導員

Q：これまでの実績はどうであったか。

《A》○下記のとおり

	5年 ←				3年※1		← 3年(1年)※2		
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
								講師	講師一部免除
志願者数	389	647	590	606	994	1,144	1,175	1,511	91
受験者数	354	575	530	547	919	1,055	990	1,403	88
1次合格者数	128	203	149	141	346	474	399	490	—
2次受験者数	127	248	218	201	399	590	592	564	88
最終合格者数	71	119	103	88	189	273	248	259	42
最終倍率	5.0	4.8	5.1	6.2	4.9	3.9	4.0	5.4	2.1
全体の合格者数 (内講師の割合)			2,055 (5%)	2,309 (3.8%)	2,292 (8.2%)	2,286 (11.9%)	2,231 (11.1%)	2,066 (14.6%)	

(※1) H23教採までは資格要件が講師歴5年以上だったがH24教採より講師歴3年とした

(※2) H27教採から、校長・市教委評価制度導入に伴い、一定条件により講師歴1年以上

Q：常勤講師の経験年数に教諭としての経験を含めているのはなぜか。

《A》○ 教職経験者を幅広く確保する観点から、介護や育児など、様々な事情で教職を辞めざるを得なかった方に、再度教壇に立ってもらい、経験を活かしていただくため。

Q：大阪府内の教諭経験に限っているのはなぜか。

《A》○ 大阪府内の教諭経験としたのは、講師同様、大阪の教育の現状を理解されていると考えているため。

Q：なぜ、常勤講師の経験に非常勤の経験を加えないのか。

《A》○ 教職経験選考区分では、現職教諭と同等の経験を前提としていることから、非常勤の経験を含まない。

「校長・市町村教育委員会評価」

Q：校長・市町村教育委員会評価とはどのような制度か。

《A》○ 常勤講師等が希望する場合に、学校長や市町村教育委員会から評価をいただき、第2次選考・面接テストに反映する制度。(H27教採より導入) ※優秀な講師経験者の確保につながるとの考えから創設。

Q：校長等評価の希望者は、他と比べ有利になるのか。

《A》○ 評価結果を、第2次選考の面接テストの評価に反映するもので、評価希望の有無によって有利不利が決まるものではない。

Q：昨年度の利用実績は。

《A》○ H27教採における評価希望者は1,160名。

※(ア 一部選考免除対象者) 76名 / (志願者 91名)

(イ 常勤講師経験者・実習助手・寄宿舍指導員) 1,084名 / (志願者 1,511名)

⑥ 英語教育推進の選考

Q：これまでの実績はどうであったか。

《A》○下記のとおり

	H24	H25	H26	H27
志願者数	63	66	97	81
受験者数	50	51	90	60
1次合格者数	34	33	62	36
2次受験者数	31	37	53	35
最終合格者数	18	30	43	29
最終倍率	2.8	1.7	2.0	2.1

Q：資格要件に定める資格やテストは何故この4種類なのか。またどのようにスコアを設定したのか。

- 《A》○全国的にこの4種類の資格試験の受験者が多く、他府県の教採選考テストにおいても、特別選考に係る資格要件として設定しており、また、受験者数、テストの信頼性などもふまえ、この4種類としている。
- 資格要件に定めるスコア等については、他府県の状況や各資格のスコア等のレベルを勘案し、資格要件を定めた。

(参考) 3種類の資格スコアのレベルの目安(試験実施団体のホームページから)

实用英語技能検定1級

大学上級程度(ライティング、スピーキングを含む4技能の総合力を測定)

(テスト内容)筆記100分、リスニング約30分、スピーキング10分(2次試験では2分間のスピーチ)

TOEFL iBT 80点以上

IELTS 6.5以上

スコア7…複雑な議論などが可能だか取り折不適切な表現が出る

スコア6…日常生活では問題なく使いこなせる

(参考)

○アカデミック・モジュール：

受験生の英語力が、英語で授業を行う大学や大学院に入学できるレベルに達しているかどうかを評価するもの。イギリス、オーストラリア、カナダ、ニュージーランドの大学や大学院では、アカデミック・モジュールでの試験結果が入学許可の判断の基準となっている。

一般的に、大学や大学院において英語で学びたい方や、英語圏での看護師や医師登録申請をする方は、このアカデミック・モジュールでの結果が必要。

○ジェネラル・トレーニング・モジュール：

英語圏で学業以外の研修を考えている方や、オーストラリア、カナダ、ニュージーランドへの移住申請をされる方が対象

TOEIC 880点以上

◆スコアの目安(TOEICホームページより)

800~895点…英語で書かれたインターネットのページから、必要な情報・資料を探し収集できる。
職場で発生した問題点について議論をしている同僚の話が理解できる。

Q : TOEICとTOEFLのスコア取得について2年間と限ったのは何故か

- 《A》○ TOEICの公式認定証 (Official Score Certificate) については、試験日から2年以上経過した場合、公式認定証の再発行ができない。(公式認定証を紛失した場合など、資格要件を証明することができない)
- また、TOEFL iBT及びIELTSは、スコア自体の有効期限を、テスト日から2年間と定めているため、この2つのテストについては、テストの実施日から平成28年度教採テストの募集が始まるまでの、2年間という期限を定めている。
- なお、実用英語技能検定については、その資格自体に有効期限はなく、また、証明書の再発行の手続きも、期限なく行っているため、他スコアのように資格要件の期限を定めていない。

⑦ 理科教育推進の選考

Q : これまでの実績はどうであったか。

《A》○ 下記のとおり。

	H26	H27
志願者数	9	13
受験者数	6	10
1次合格者数	4	7
2次受験者数	4	6
最終合格者数	3	3
最終倍率	2.0	3.3

Q : 理科教育推進選考の目的は何か。

《A》○ 実験・実習等の理科教育の指導において実践力を有する者の積極的な確保や理科教育に関する将来のリーダーを担う人材を確保するため。

【背景】

- ・ H25教採の中学・理科で当初予定数の確保に満たず、追加選考を実施。
- ・ 全国学力・学習状況調査において、学力の調査結果が全国平均より低く、中学において、観察・実験の授業回数が全国平均より低かった。

Q : 高度専門型理系教育指導者養成プログラムとは？

《A》○ 「府教育委員会」「大阪教育大学」「研究重点大学院(大阪大学・京都大学)」の三者が連携し、理系分野の学位取得者または博士後期課程在籍者を対象に、学校教員として必要な資質能力及び教員普通免許状取得資格を付与するプログラムのこと。平成22年度から実施し、24年3月に初めての修了者を出した。

【プログラムの目的】

1. 専門的な知識を有し、かつ、教科教育について高い指導能力のある学校教員を養成することにより、理科教育の充実を図る。
2. 学位取得者、ポスト・ドクター等の優れた人材を活用し、新たなキャリアパスを開発する。

Q : 大阪府理数系教員養成拠点構築プログラムとは？

《A》○ 小・中学校教員の理数教育における指導力向上を図ることを目的に大阪教育大学と府教育委員会が連携し、養成プログラムの開発・実施や地域の理数教育における拠点の構築・活用などを通じて、“実験観察の指導に優れ、向学心とリーダーシップを備え、地域の理数教育において中核的な役割を担う教員(CST)”を養成するもの。

⑧ 教員チャレンジテスト対象の選考

Q：新設の選考区分だが、対象となるのはどのような人か。

《A》○ 基準は、今年度（H26年度）実施した教員チャレンジテストにおいて、正答率75%以上としている。（教員チャレンジテスト受験案内に明記）

⑨ 大学等推薦者対象の選考

Q：これまでの実績は。

《A》○ 下記のとおり。

	H25	H26	H27
志願者数	86	223	282
2次受験者数	83	213	268
最終合格者数	50	132	179
最終倍率	1.7	1.6	1.5

Q：今年度の結果について

《A》○ 全国99大学から出願をいただき、67大学179名が合格した。

Q：大学推薦の目的、理由は何か。

《A》○ 大阪府の教員になることを強く希望する人、教員に向いている人、学校内外における教育活動を積極的に行うなど、熱意ある優秀な人材の確保をより一層推進するため。

Q：校種・教科を限定している理由は何か。

《A》○ 選考倍率などの近年の選考状況や、特別支援学校の配置における専門性を勘案して設定したもの。

Q：加算対象となる大学はどのように決まるのか。

《A》○ 過去の合格実績や推薦実績などを総合的に勘案して決定している。

Q：「学業成績優秀」について、大学での成績の具体的な基準はあるのか

《A》○ 推薦にあたっての数値的な基準は設けていない。ただし、成績状況とともに、推薦書、自己アピールシートなど、他の提出書類と合わせて総合的に審査している。

Q：審査で「否」となるのか、また、あればどのような場合か。

《A》○ 選考の内容に関わることなので、詳しく申し上げられないが、提出いただいた推薦書、自己アピールシート、成績証明書を総合的に審査し決定する。

Q：推薦された学生は他の自治体を受験することはできるのか。

《A》○ 他の自治体を受験することは自由であるが、合格した場合は、大阪府に来てもらえるものと考えている。

Q：推薦された学生が辞退した場合、大学に何らかのペナルティはあるのか。

《A》○ 推薦の要件から辞退は想定していないので、ペナルティは想定してない。仮に辞退があった場合、理由など踏まえうえで個々に判断していくことになる。

Q：昨年度、辞退者は出たのか。また、辞退の理由は。

《A》○ 3/27時点で2名の辞退者がであった。

○ 辞退理由については、把握はしているが受験者の個人的な情報もあるため、詳しくは申し上げられない。

Q：大学推薦で合格した者が、大学院進学を使うことは可能か。

《A》○ 制度趣旨から、合格者の大学院進学は想定していないため、「大学院進学対象の選考区分」には、原則適用外と考えている。（ただし、個々の事情等踏まえて判断する。）

Q：第2次選考のテストは一般と同様であるが、選考上有利になるのか。

《A》○ 選考に関わることなので答えられない。（大学推薦制度は、1次選考を免除するか否かについて審査のうえ決定するもの。2次選考は、テスト内容を含め一般と同様の試験のため、有利不利はない）

⑩ 大阪教志セミナー修了者対象の選考

Q：大阪教志セミナーとは何か。

《A》○ 「大阪で教師になりたい！」とう高い“志と情熱”をもつ人を対象として、教員として求められる資質や基礎的な指導力を育むことを目的に、平成20年度から実施している。

Q：これまでの実績は。

《A》○ 下記のとおり。

	H26	H27
志願者数	207	217
受験者数	193	201
最終合格者数	134	142
最終倍率	1.4	1.4

Q：過去のセミナーの受講者数は？

《A》○ 平成25年度の終了者数（出願対象者数）は224名である。

（参考）

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
	1期生	2期生	3期生	4期生	5期生	6期生	7期生
募集人数	100	100	150	200	200	200	200
応募者	203	199	342	295	700	795	843
合格者	135	137	186	213	234	251	237
受講者	131	134	178	213	228		228
修了者	129	130	177	209	210	235	224

⑪ 大学院進（在）学対象の選考

Q：これまでの実績はどうであったか。

《A》○ 下記のとおり。

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
志願者数	19	23	35	45	49	62	55	31
2次受験者数	18	23	34	43	47	62	54	28
最終合格者数	18	22	34	42	44	62	51	26
最終倍率	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	1.0	1.1	1.1

Q：選考区分の趣旨は。

《A》○ 大学院に進学を考えている4年生は採用テスト合格とともにその可能性を失うこととなり、また、大学院に在学している1年生は、合格すると修士課程を修了せずに退学するケースが多いと聞いている。

○ 優秀な受験者を確保する観点から、専修免許の取得を目指す、向上心の高い受験生に、受験機会を提供するとともに、教員への道と修士課程修了とどちらも実現が可能となる道を認めたもの。

■ 選考内容

第1次選考

Q：全校種第1次選考で面接テストを実施する趣旨は何か？

《A》○ 1次選考から、より人間的魅力に富んだ人材を確保したいという人物重視によるもの。

Q：1次面接では、どういう点にポイントを置いて評価していくのか。

《A》○ 評価の観点については選考基準を公表し、受験案内に掲載している。

○ 具体的には、

- ・ 社会人として望ましい態度であるか
 - ・ 望ましい対人関係を築ける資質を備えているか
- といった観点で評価する。

Q：面接テストの内容と面接官のメンバーは。

《A》○ 一般選考については、集団面接、約30分で、受験者5～6人に面接官が2人で実施予定。

○ 特別選考については、個人面接、約10分で、面接官2人で実施予定。

○ 面接官のメンバーは、府教委事務局及び市町村教委事務局の職員（教員系・事務系）など。

Q：特別選考において1次筆答テストを課さないのはなぜか。

《A》○ 特別選考区分では、求める人材に応じ、様々な経験や資格など、一般選考以上の受験資格を課していることに鑑みてのもの。

○ なお、教員としての資質・能力については、2次選考（筆答・実技・面接）において課している。

第2次選考

Q：面接テストの内容と面接官のメンバーは。

《A》○ 2次選考テストでは、個人面接と模擬授業を実施。（個人面接：15分程度、模擬授業：5分程度）

○ 模擬授業は、与えられたテーマに対し、受験室を教室にみたくて、授業を行ってもらうもので、出題テーマについては、校種教科に応じて教科を設定している。

○ 面接官は3人で、府教委事務局及び市町村教委事務局の職員（教員系・事務系）、学校長などによって行っている。なお、平成21年度実施の教採テストから養護教諭の2次面接において、臨床心理士を面接官として起用している。

Q：模擬授業はなぜ実施するのか。効果はあったのか。

《A》○ 模擬授業の実施により、教員にとって最も重要な「授業」についての基礎的な実践的な力を把握・評価し、優秀な教員を確保したいと考えているため。

○ 面接官からも、選考方法として有効だとの評価をいただいております。受験者へのメッセージ（大阪府は授業が重要）としても効果があると考えている。

Q：養護教諭の面接だけ面接官に臨床心理士を入れる理由は。

《A》○ 養護教諭については、平成9年の保健体育審議会答申において、養護教諭の新たな役割として「心の健康問題にも対応した健康の保持増進を實踐できる資質の向上」が必要とされ、求められる資質として、カウンセリング能力などがあげられている。

○ 児童生徒にカウンセリングマインドをもって接することのできる人材を確保するため、臨床心理士の方に、専門的な観点から、適性を評価していただいている。

Q：「英語」の実技テストの内容を変更した理由は。

- 《A》○ 従来実施していたグループディスカッションでは、受験者個々の英語力の差異により、グループごとに行き差が生じる場合があった。
- 受験者の英語力を測るためには個別に「Speech」「口頭試問」がより良い方法のため変更する。
- テストの具体的な実施内容については、選考内容にかかわるためお答えできない。

第1次選考免除対象者

Q：第1次選考免除対象者とはどのような人か。

- 《A》○ H27テストにおいて第1次選考で合格と判定された上で、第2次選考を有効に受験し、不合格と判定された者のうち、H28テストの各選考区分の受験資格を有する方が対象となる。
- ※ただし、H27テストで第1次選考を免除された者及び次の選考区分で受験した者は対象外。
- ・【教職経験者等対象の選考】のうち〔ア〕常勤講師等経験者一部選考免除対象者
 - ・【大学等推薦者対象の選考】
 - ・【大阪教志セミナー修了者対象の選考】
 - ・【大学院進(在)学者対象の選考】

Q：昨年度、大阪市の教員採用試験を受験した人の取り扱いは。

- 《A》○ 平成28年度に大阪市立特別支援学校が大阪府に移管されることも鑑み、H27大阪市テスト受験者の内、要件を充たす場合については、第1次選考免除対象者として取扱うこととした。
- H27大阪市テストにおいて『特別支援学校』幼稚部・小学部共通及び小学部で受験した者については、H28テストにおいて【特別支援教育推進の選考】『特別支援学校』幼稚部・小学部共通及び小学部で出願する場合は、第1次選考免除対象者として取り扱う。（受験案内P.5）
- 同様に、H27大阪市テストにおいて「特別支援学校中学部（技術）」もしくは「中学部・高等部」で受験した者については、【一般選考】において該当する校種教科で出願する場合は、第1次選考免除対象者として取り扱う。（受験案内P.5）

特別支援学校教諭免許状所有に係る加点制度

Q：制度の趣旨は何か。

- 《A》○ 昨年度（H27教採）より導入。
- 特別支援学校において、特別支援教育に関する高い専門性と幅広い知識が求められることから、特別支援学校教諭免許を有する者を確保するため（保有率の向上）、採用段階の取組みとして免許保有者に加点措置（1次、2次選考とも）を行い、府の取組み姿勢を示すとともに、免許保有の優位（必要）性により受験者増につなげることを目的としている。

Q：具体的にはどのように加算するのか。

- 《A》○ 免許保有及び特別支援学校勤務の希望の有無に応じて加点措置を行う。（受験案内P.22）
- 加点措置は1次選考・2次選考ともに行い、受験者の合計点に加点する。

Q：『特別支援学校』幼稚部・小学部共通及び小学部は対象ではないのか。

- 《A》○ 『特別支援学校』幼稚部・小学部共通及び小学部については、どの選考区分においても資格要件、志望等の条件に差異がない（同一）ため、加点の対象外としている。

■ H29教採について

Q : H29教採における主な変更点は何か。

《A》 ○ 主な変更点は次の3点（いずれも第1次選考テスト）。

- (1) スケジュールの変更
- (2) 筆答テストが基準点以上の者のみ面接テストを実施
- (3) 面接テストを集団面接から個人面接に変更

Q : 変更の趣旨は。

《A》 ○ 第1次選考から、より人物重視の選考をさらに徹底するため、一般選考も個人面接とし、また、面接時間を充実（5分⇒10分の予定）させることから、運営体制も考量して変更するもの。

○ なお、1次選考の合否判定は、従前どおり筆答テストと面接テストの合計得点で行う。

Q : 従前の特別選考を、資格や経験に応じて加点し一般選考に移行するとは具体的にはどのような内容か。

《A》 ○ 現時点ではすべて未定でこれから制度設計する。できるだけ早く（年内めど）周知したい。